



福井準造（平塚市）のイギリス労働者補償法翻譯草稿  
福井よし子氏藏

る答申であった。

しかし、一八九八年の工場法案問題では、横浜商業会議所も注目したように、労働組合期成会という労働者の自主組織が、みずからの課題として取り組んだことがその特徴であり、これは、日本における最初の出来事であった。

期成会は、九月二十三日、前述の修正案を決定すると共に、陳情委員を選出して、農工商高等会議員を三回にわたって訪問し、陳情を行った。また十月十五日に横須賀市、十月二十三日に横浜市、十一月五日に東京市神田と、対工場法案政談演説会を開催して、修正意見を中心に宣伝をひろげ、また会員全員が署名捺印した請願書を農商務省に提出した。十一月三日には夜間デモも計画されたが、これは警察によって禁止された。

十月二十日から十一月四日まで開かれた農工商高等会議は、工場法案について適用範囲を広げ、職工証廃案などの修正を行った上で可決した。ところが、十月末に大隈首相は辞表を提出して、十一月八日、第二次山県内閣が成立するというような政

未就学者の教育は、削除。「実行セントスルモ敢行ヲシ得ベカラザル場合アルヲ見ル」三 職工規則等の制定は、同業組合による制定を認める。「同種ノ工業ニアリテハ一般ニ適用スベキ職工規則ヲ設クルヲ便トスレバナリ」四 職工証は、全員所持に修正。『月報』二十五号、明治三十一年十一月。

つまり、工場法案の成立を前提としながらも、長時間労働の是認、同業組合による職工規則の制定、職工証による職工取締りの強化など、法案のもつ「職工保護」の側面を骨抜きにしようとす

変が起こったために工場法案は十二月二日、議会提出を見送られてしまった。

労働組合期成会と鉄工組合は、一八九九年五月六日、横須賀で二千人を集めて演説会を開催、七月には片山潜を東北地方に派遣して労働問題、労働者保護について訴えさせ、また、青年たちも二月に期成会員約百名で青年演説隊を組織し、三月五日には青年団として発足し、毎月一回の討論会・演説会などを通じて、労働問題の実際について学び、かつ訴える活動を続けていった。

工場法制定時の夜間デモ、一八九九年一月の鉄工組合一周年祭などの集会在警察によって禁止されていたが、治安警察法案について、一九〇〇年二月二十四日、期成会が反対を決議し、全国労働者大会議、メーデー実施などを呼びかけたが、いづれも事前に制圧されてしまった。期成会は治安警察法案について「理を尽して論じ」たが耳を傾けなかった「政府も社会も必ずや後悔する時あらん」という期成会や鉄工組合の予告が適中したことが理解されたのは一九四五（昭和二十）年敗戦をむかえてからであった。

#### 四 同盟罷工

##### 労働争議の展開

一九〇七年は一八九七年とともに同盟罷業件数の多かった年である。ことに県内では、港湾や造船などの機械制工業、基幹産業に集中し、『万朝報』五月十二日付は「横浜にては目下種々の同盟罷工が大流行」と伝えた。『実業之横浜』三巻十二号（五月二十五日刊）も、時事短評で、「騒動の流行年」と題し、「兎に角本年はストライキ騒の流行年なり」といいながらも、「是等事件の真相は左して大事と云ふべからず」としている。六月十二日、別子銅山争議や

社会党の取締りなどについて上奏した原内相は、「陛下に於かせられても流行的なる事を御認めありしものゝ如し」と日記に記し、労働争議の続発を「流行」としてとらえ、対応策に苦慮していた。

しかし県内の労働争議が、単なる「流行」から続発したのでないことは事実が示している。

二月二十七日に横浜市の石工三十余名が、二割賃上げを要求してストライキを行った。これは日刊『平民新聞』によるものであるが、『横浜貿易新報』によれば、この要求に対し、親方連が五分の賃上げ回答を示したため、三月五日夜に、八十余名が集合して一割賃上げを再要求し、実質的なストに入った。七日にはさらに神奈川方面の石工にも呼びかけて、代表を選んで交渉し、七日夜に一割賃上げと解決金五十円で妥結した、と報道されている。

三月八日には横浜市の船大工らが、船工組合を通じて二十銭の賃上げを要求したが、造船業組合に拒否されて、十六日からストに入り、四月中旬まで一か月間たたかって要求を獲得した。同じく三月下旬には、横浜市の裁縫工千名が賃上げを要求してストを決行した。

翌四月以降も各所で争議が行われた。

四月十二日には浦賀船渠で五百名の解雇発表に端を発して、不穏の状況となり、憲兵や警察官が出勤して鎮圧した。

四月二十日には横須賀海軍工廠でも解雇をめぐる職場での紛争や、不穏の張り札などが見られた。

四月二十三日には横浜市のキリンビールの製箱職人六十余名が、一個につき二銭賃上げを要求し、五月二日にストに入り、十一日に勝利をおさめている。

四月下旬に入ると、横浜市の木挽職人（造船関係）が十五銭の賃上げを要求し、六月下旬までストをつづけた。

同じころ横浜市の印刷工も賃上げを要求してストをはじめ、五月中旬に至っても「尚粉料中」という有様であった。

また、この四月には横浜市の海員による賃上げ請願運動も行われている。

五月十日に横浜市の糞尿汲取人二百名が月給十五円を要求してストに入り、翌十一日にはスト破りとの間に乱闘をおこし警察官が鎮圧した。

また五月二十九日に五割賃上げを要求した税関人夫九百名は、要求を拒否されたので、三十一日からストに入り、各所にピケをかけたが、警察に検束され、六月二日に二割五分の賃上げで妥結した。

六月一日には税関荷馬車馬丁四十名も税関人夫に同調してストに入り、四日に八銭値上げで解決した。

六月七日には横浜停車場等の運搬人夫（車力）の親方たちが、一割の賃上げを要求し、また十六日には、人夫たちが二割五分の賃上げを要求し、委員五十名ほどを選んで交渉した。

また六月八日には横須賀海軍工廠で四千名が残業廃止から増給請願運動を行い、八月に増給となった。

さらに七月二十九日には横浜市の婦人服裁縫職人（中国人七十名、日本人二十名）が労働時間延長に反対してストをした。八月一日に親方宅を襲い四十名が検挙され、六日に敗北した。

八月八日には横浜給水会社船夫二十余名が賃上げを要求してストを行い、十四名が解雇された。

次いで八月中旬、東海道の車掌と、機関手がストを計画。また八月二十六日に江の島電鉄の車掌、運転手の二十余名が、解雇反対で集会を開いたが、警察官により解散をさせられた。

九月九日には浦賀船渠製缶工百四十四名が、残業・休日出勤廃止反対でストに入り、警察官が仲介して翌十日に、残業・休日出勤継続ということで妥結した。

十一月に入ってからでは十一日、横浜市の娼妓が楼主の虐待を説諭するよう警察に嘆願を行った。

十五日に横浜港解船夫八百余名が、三割の賃上げを要求して、ストを行い、十六日にいったん就業したが、十八日に再度ストに入った（共同運輸のみ、要求承認のため）。

また十八日には横浜電線職工の男工六十四名、女工四十六名、少年工四十三名が賃上げを要求してスト、翌十九日に要求を認められて解決した。

なおこの十一月には、十月から賃金不払いが続いていた横浜の石原染物工場の職工たちが、ストを行ったが職工請負人に支払い済みとのことで、警察に説諭を要請し、十二月初旬に入ってもなお解決しなかった。

十二月二日に川崎町の日本精糖で、作業教育のため雇い入れた人夫十数名を突然解雇したことから、仲間たちが不穏となり、三日、百名が集会を開いたが、警察官に解散させられ妥協した。会社は人夫請負制を考慮したため、七日、こんどは常用人夫百名が集会したが、警察官に解散させられ、会社もその案を撤回して解決した。

十二月四日には、残業の割増し賃金を支払わないということで、横浜の英字新聞『ジャパング・ヘラルド』の印刷工がスト、翌五日には、『ジャパング・アドバタイザー』の職工もストに入った。

また十二月はじめには、横浜市関外の料亭万鉄の女中五、六名が、主人の酷使に反対してストを行った。

十二月中旬には、県会議員大井鉄丸経営の横須賀市いろは楼の娼妓十余名が、やりて（妓楼で遊女を監督する女性）の追放を要求している。

以上が、一九〇七年における県内の労働争議の大勢である。その特質は第一に一見して、海軍工廠・浦賀船渠・横浜の造船関係木挽・船大工など、軍需産業の基幹部分、港湾関係（税関人夫・運搬夫・馬丁・給水・艀など）に集中していること。第二に、海員・印刷工・鉄道・横浜電線などの近代産業・キリンビール・日本精糖などの直傭人夫に発生していること。第三に、船大

工のような、既存の組織が争議を指導し、「我々労働者は労力の売手ですから、買ってくれば売る。買わねば売らぬまでです。警官などから御干渉を蒙ることはない」（頭取談）と断言し、あるいは委員（総代）を選出し、税関関係などは一週間も前から「他方面の労働者まで休業すべく交渉」した上で、ストに入っている。また、裁縫工のように日中労働者が、あるいは横浜電線のように男・女・少年工が、団結してストに入っている。また横須賀海軍工廠・浦賀ドック・印刷工のように、抑圧のなかで再三運動をおこし、横須賀工廠の場合のごときは、二月、市政施行による横須賀市議選に、「労働者代表」を立候補させるなど、労働者の階級的自覚と、連帯の萌芽が広範に見られることである。第四は、警官官の干渉、抑圧が目立つことである。まさに、都市を主戦場とする民衆運動の展開が準備されたといつてよいだろう。

このような労働争議の続発するなかで、都市民衆の環境問題をめぐる運動が、横浜市を中心にひろがった。

一月九日に横浜吉田町の住民が、付近の製箱工場の騒音の防止方を県庁に陳情している。五月二十日に前年末の橋樹郡子安村地先海面埋立問題で、地元漁民の反対運動が激化し、出願者の浅野総一郎らとこの日、条件付で妥結した。五月二日には横浜鉄道路線敷地への架橋方を子安村村民四十余名が県庁へ陳情し、七月十六日にも再陳情している。

五月二十日には横浜電鉄延長問題について、地元民が市役所へ陳情。また、七月下旬に横浜倉庫出願の神奈川町地先海面埋立に漁業組合が反対し、大衆陳情を行おうとして警察官に抑圧された。さらに同月神奈川浦島町の住民が、付近の塵芥焼却所の悪臭に対して苦情を申し立て、十月二十六日には神奈川青木町の町民が、公安及び衛生上の見地から、付近の岩井製油所の騒音、臭気、振動、火災に反対して百余名連名の陳情書を県庁に提出している。

十一月下旬には保土ヶ谷町の南北石油の創業に関して、悪臭除去を求める運動がおきている。十二月に横浜市平沼町の住民が、保土ヶ谷にある肥料会社の燃料から発する悪臭に悩み、対策を協議をしている。

これらの住民の運動は、環境汚染源である経営者側に対して要求するだけでなく、県や市などの自治体に要求するように発展してゐる。

一九〇七（明治四十）年九月には、県会議員の半数改選が行われ、また翌年一月には、横浜市会議員の半数改選が予定されていた。

十月十二日付『毎日新聞』の伝えるところでは、府県会議員の党派別は、政友会七百七十七名、進歩党三百八十三名、帝国党四十七名、無所属二百二十六名、その他千一名となり、地方政治の分野にも、政友・非政友という「政党」関係の対立がむき出しにされつつあった。住民運動の背景も同様であらう。

## 第三節 都市問題の展開

### 一 都市問題の深化

#### 都市民衆の生活難

一八九四（明治二十七）年六月末の県下会社数は三十二社で、資本金は百八十六万七千五十円であったが、それが日清戦争後の企業熱の高まりで一九〇三（明治三十六）年末には会社数は百四十社となり、資本金は二千四百八十八万八千六百六十五円に達した。

さらに日露戦争の結果は、非常特別税を基礎にしての軍備拡張、鉄道国有化の実施と南満州鉄道株式会社の創設などの政府



1910（明治43）年ころの横浜の町（現在の弥生町3-4丁目付近）

横浜市広報センター蔵

の積極政策を反映して、企業熱の高まりはいちじるしくなつた。

戦後の一九一一年末には、会社数は三百十二社となり、資本金は六千四百二十七万七千七百七十七円となつて、県下の経済界が発展したことを示している（『神奈川県誌』）。

農業は、一九一一年現在、「農家戸数中其の六割一分、即ち四万七千四百九十六戸は専業農家にして、他の約三割九分、即ち二万九千八百八十五戸は漁業、商業、工業、雑業等を兼業とす。農家の戸数は毎年著しき増減を生ぜずと雖も、総戸数は毎年多少の増加を見るが故に、総戸数に対する農家戸数の割合は年々減少の傾向なきを得ず、即ち明治三十八年に於ては総戸数に対し農家戸数は四割五分を占めたりしに、現今に至りては漸次減少して三割八分となれり」という状況となり、米の収量は年平均四十万石前後であつた。これは県民の消費量年間百二十万石百三十万石の三分の一をやつとまかなうだけで、野菜もまた市部の需要には追いつかなくなつてた（『神奈川県誌』）。

戦争が終わっても、戦時インフレはやまず、産業構造の変化、都市生活の展開などは、米価の高騰に拍車をかけた。『神奈川県農会報』第二九号(明治四十年七月)が伝える農商務省の調査によると、五か年平均玄米一石価格は、明治元年から五年は五円三十銭、六年から十年は五円、十一年から十五年は七円五十八銭、十六年から二十年は四円四十一銭二厘、二十一年から二十五年は四円八十四銭二厘、二十六年から三十年は六円六十八銭、三十一年から三十五年は九円四十五銭二厘、三十六年から四十年は十二円十八銭四厘である。

つまり、明治初年から末年まででは二、三倍の高騰となり日清戦争時と比較しても一・八倍の暴騰ぶりである。このような物価高騰による生活難は、ひしひしと民衆の肌感ぜられたのである。

さらに、一九〇七(明治四十)年春には戦後恐慌がはじまった。戦後の企業整理の中で、残業廃止、首切り、就職難に追いこまれていた都市住民は、前途に不安のみという状態であった。既述のように、県下各都市では、一九〇七年を前後して、人口集積の転換点となり、入寄留者を大量に受け入れることになり、都市住民の生活難を倍増させ、都市社会問題の解決を緊急なものとしてさせていったのである。

### 都市づくりの動き

高揚する労働運動の前に、社会主義者が屏息へんそくさせられていた時、県下都市部には都市研究、都市計画を正面からとりあげる動きがはじまっていた。県下人口の三〇〜四〇%を占める横浜市でも、その動きは急だった。

一九〇三年一月、横浜市長に市原盛宏が就任した。市原の当選は、横浜港の発展と横浜の工業都市としての成長を持論とする市原を支持する商人派二十五、市行政への熟練を求める地主派二十一という僅差で実現した。市原は七月、市名誉職・商業会議所議員・新聞記者らを招待して、今後の横浜市政について卒直に見解を述べ、さらにこの演説を印刷して配布し、新聞も

またこれを報道するなど、直接市民にむかって施政方針を公開した。

施政方針は、産業都市、近代化された港湾都市のビジョンを描き、近代的都市政策によって整備された、住みよい都市の建設を訴えた。そのために、社交倶楽部の設立、市民を含めた市政研究団体を設置するという、近代的市民の存在を前提とした旋策であった。

しかし、市原の構想は、住民に国政、自治政ともに参加の権利がなく、自治に対する国の監督権が強大で、国政担当者には都市政策そのものがないという当時の状況では、机上の策にしかすぎなかった。また日露戦争という非常事態が財政的にも市原の施策実現を妨げたとし、一方、島田選挙に公然化した正義派、金権派の対立も級別制限選挙を背景とする市議会では、一九〇五年二月結成の公和会に見られるように、有力者の「和衷協同」が中心であり、「退嬰無為なる蕭秋の横浜市」となっていた（明治四十年五月二十八日『貿易新報』論説）。

市原は、一九〇六年五月、市長を辞した。『貿易新報』五月十九日付は、「横浜市長として実に横浜市長らしかりしは市原盛宏君に於て始めて之をみる。単に横浜市長らしかりしのみにあらず。君は横浜市長としてそのまきに行ふべき大任を尽くしたる人と云ふべし」とまで称讃し、惜別の辞を掲げた。だが、商業会議所『月報』第一一五号（五月二十五日）は、「要するに氏は卒然として自家の不明を悔いたるの時ありしなるべく、之より横浜市長の位置の決して久恋の地にあらざることを覚悟して、此地を離脱するの機会を求めていたのだと冷やかな態度であった。

市原が去って四か月余、後任市長に原内相の推す三橋信方が就任したが、一九一〇年六月に病没した。かわって桂首相推薦の荒川義太郎が就任した。この間、横浜市政は公和会が牛耳り、市議会は表面的には平穏であるかに見えた。だが、県下には非政友を旗印とした刷新派の結集がはじまっていた。商人派と一括された横浜の有力者層にも分解がはじまり、一方を代表す

る中村房次郎・平沼亮三らは、横浜市政の転換を、市原路線の上に考えていた。横浜のブルジョアジーの意向を代弁する『実業之横浜』（二九〇四年八月創刊）には、官僚政治・増税・軍拡に反対し、横浜を産業都市・港湾都市としてつりあいのとれた発展策をとること、東北地方の開発をすすめ後背地を確保すること、等々の意見が相次いで掲載される。

### 都市研究

都市問題の研究者であり、東京日日新聞社経済部長でもあった三宅磐が、中村や島田らに「市政顧問」として扱われたのは、一九〇八年二月のことであった。三宅は横浜に転居し、大学時代からの研究成果や大阪での市民運動の経験、横浜での調査をふまえて十月に『都市の研究』を実業之日本社から出版する。同時期のものとしては片山潜の『都市社会主義』（明治三十六年四月刊）、安部磯雄の『応用市政論』（明治四十一年八月刊）しかないなかで、わが国最初の都市研究書でもあった。

三宅は、一九〇九年五月から一九一〇年六月まで横浜市設備調査委員会囑託となり、「横浜市区改正に関する調査資料」の作成に尽力し、一九一〇年七月から、横浜貿易新報社社長に就任、都市政策についての提言をくりかえしていく。三宅の都市政策の基本は、『都市の研究』に集約されている。三宅は現在の最も顕著な事実は「都市の膨脹」であるが、都市生活の健康・安静・健全ならざる現状を改善しないかぎり国民の衰亡を導くことを強調し、都市問題研究の必要を訴えた。また、都市問題解決にあたっては、第一に都市に必要な諸施設の改善と設置、第二に都市人口を「敢開」すること、道路・市街鉄道の敷設等で密集人口を緩和して住宅区・工業区・商業区を設立する、第三に都市経費の財源として都市独占諸事業の市営制ないし報償制の実施、等を提唱した。

三宅は、岡山市の出身で、安部や市原と同じく組合教会の信徒である。東京専門学校（現在早稲田大学）を卒業し、大阪朝日新聞社経済部に入社したところ関西労働組合期成会役員となり、『平民新聞』読者会や、菅野スガと共に大阪同志会に参加す